

別紙－2

【河川法第25条の許可の際に付すことを予定している条件の内容】

- ① この許可に係る採取または運搬に起因して、河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに現場詰所に届け出ること。また、講すべき措置等について、現場詰所から指示のあったときは、その指示に従うこと。
- ② 次の各号に掲げる場合は、すみやかに現場詰所を経由して河川管理者に届け出ること。
 - イ. 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 - ロ. この許可に係る期間内に、この許可に係る採取量に満たないで採取をとりやめたとき。
 - ハ. 天災その他やむを得ない理由によって採取ができないとき。
- ③ この許可に係る採取を完了したときはすみやかに現場詰所に届け出て検査を受けること。
- ④ この許可を受けた者は、この許可に係る採取又は運搬により第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- ⑤ また、採取等の作業中における事故については、許可を受けた者の責により対応すること。
- ⑥ 河川工事その他の河川の管理に属する行為により通常生ずる支障については、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- ⑦ 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- ⑧ 採取した樹木の数量（m³ 又はトン）を計測し、伝票等資料を添えた集計表を提出すること。
- ⑨ 採取箇所においては、使用機材等の整理整頓に努めること。
- ⑩ 出張所長がこの許可に係る採取行為について現地履行確認を求めたときには、許可を受けた者は立ち会うものとし、計測や資料提示に協力すること。
- ⑪ 安全対策については、出張所長の指示に従うとともに、「安全管理については自己責任」であることを認識すること。